

# 関西電力の原発圧力容器上ふた交換時の、 データ改ざん疑惑に関する公開質問書

若狭連帯行動ネットワーク

東京電力の原発検査データ改ざん発覚から、他の電力各社の原発に関わるデータそのものへの疑惑が、幅広く国民全体にわたって広がり、深まりつつあります。

貴社の場合には沸騰水型原発のシュラウドひび割れに相当するものとして圧力容器上ふた管台のひび割れ問題があります。1994年9月6日に貴社が発表した美浜3号、高浜1・2号に続く7基の圧力容器上ふたの交換問題に絞って、ここに公開の質問書を提出します。

貴社は、公益企業として消費者や市民に対し、データ改ざんなどの疑惑について説明する責任があります。下の各質問に対して、真摯に検討し、文書回答されるよう求めます。

1. 東電幹部は1997～2002年に福島第一原発1・2・3・5号のSUS304製シュラウドを「予防保全」のためと称してSUS316L製に交換したことについて「傷もないのに『予防』という理由だけで交換することは考えられない」と語っています。

一方、貴社は1994年9月に上ふた交換を発表した際に次のように説明しています。

「原子炉容器上ふたについては定期検査における供用期間中検査等により、現状でも健全性は十分に確保されているが、海外における上部ふた管台での損傷事例等に鑑み、今後の保守性、経済性等を総合的に勘案した結果、将来的な健全性維持を図るという予防保全の観点から、新しい上部ふたに取り替える」

高価なシュラウドや上ふたを交換することに関して、貴社が東電と異なる判断を下すとは考えられません。

東電幹部の発言から推しはかれば、当時、美浜3号、高浜1・2号など貴社の原発でも海外の原発と同様に圧力容器上ふたに亀裂があったと考えられますが、いかがですか。もし、美浜3号、高浜1・2号など貴社の原発に関して1994年の時点で、ひび割れまたはそのインディケーションがなかったと言うのなら圧力容器上ふたの検査データをすべて公開して説明して下さい。

2. 貴社は1990～1992年にインコネル600製部品の亀裂を調べる中で、大飯3・4号を除く9基の原発で上ふた管台の外観目視や液体浸透検査を実施し、美浜2号では1993年1月からECT検査を実施し、福井県には「異常なし」と報告していました。

しかし、神戸市での1993年4月23日の公開説明会ではこれらの検査を実施していたことを隠し通したのです。貴社が上ふた管台の検査を行っていたことは、後日、私たちが福井県との交渉の中で知りました。

原子力安全・保安院は10月1日の中間報告で「今般の事案にみられるような、安全上問題がないと判断した事象は公表しないという事業者の誤った認識は、こうした信頼を醸成するプロセスを軽視するものであり、今般の事案について、原子力に携わる事業者として説明責任を果たしていくという認識が不十分であったことが要因の一つとして考えられる」と述べています。

貴社はなぜ1990年以降上ふた管台を検査しながら、それを私たちに隠したのですか。その理由を説明して下さい。

3．貴社が9月20日に発表した「総点検計画書」では、1996～2001年に交換したデータ改ざんの疑惑のある7基の圧力容器上ふたの記録はなぜか対象外となっています。貴社の場合に一番疑われている圧力容器上ふたの検査データに関する総点検をなぜ行わないことにしたのですか。

原子力安全・保安院は9月26日、総点検計画書を受け追加総点検の要請文書を電力10社と核燃機構に送付しました。それによれば自主点検の不正の有無については過去10年間（東電は14年前）にさかのぼって調査し、今年度中に報告すること、このうち過去3年分については11月15日までに中間報告することとなっています。これによれば、交換した圧力容器上ふたに関する検査データを総点検せざるを得ないと思われませんが、それでも点検しないのですか。保安院の追加総点検要請によれば、過去3年間については11月15日までになっていますが、1999年度に上ふたを交換した美浜2号については上ふた検査データを点検するのですか。

4．貴社がECTで貫通管の検査を行うとき、どの程度のインディケーションをもって「異常あり」と判断するのですか。ECT検査装置による測定精度を示すデータを示し、これとの関係で「異常あり」と判断する根拠を明示して下さい。

5．貴社は1994年に上ふた交換を発表した際に「将来的な健全性維持を図るという予防保全の観点から、新しい上部ふたに取り替える」と説明しました。

前述の10月1日発表の原子力安全・保安院の中間報告では「原子力安全についての科学的・専門的判断に対し国民や地域住民から理解と信頼を得るためには、他の産業の場合と比較してもより一層の努力が必要である。具体的には、国及び事業者のそれぞれが安全性の判断について、科学的・合理的な根拠に基づき、国民や地域住民に対して明確かつ十分に情報公開や説明を行い、説明責任を果たしていくことにより、国民や地域住民との間で情報を共有し、信頼を得ていくことが必要である」とも、述べています。

国は原発に関して「科学的・合理的な根拠」を明確に求めているのです。

「予防保全」を実施するにはその基礎となる、過去の実績に関する「科学的・合理的な」データの積み重ねが必要です。貴社が「予防保全」と言う以上、上ふたの亀裂に関する基礎データがあるはずですがそれを示して下さい。